

報道機関各位

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請受付開始について

平成26年4月に実施した消費税率の引上げ(5%→8%)による影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金が支給されます。

対象となる可能性のある方に対し3月31日に申請書を送付しますので、申請漏れのないよう期限までに申請してください。

支給対象者

- (1) 平成28年1月1日において箕輪町に住民登録されている方
 - (2) 平成28年度分住民税(均等割)が課税されていない方
- 上記の2つの条件を満たしている方が対象です。ただし、次に該当する方は、対象外です。
- ・住民税が課税される方に扶養されている場合
 - ・生活保護の受給者である場合
 - ・支給決定がされるまでの間に亡くなられた場合等

かくにんじゃ！



申請について

- (1) 受付期間 平成29年4月3日(月)～7月3日(月)
- (2) 受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日は除く)
- (3) 受付場所 役場1階玄関ホール内特設窓口

支給金額

対象者1人あたり 15,000円

その他

振込口座について、前回実施の給付金と同じ口座を指定される場合は、**本人確認書類の提出は不要**です。

添付資料 有 無

福祉課 社会福祉係
(課長) 安積 真人 (担当) 根橋 ゆみ子
電話: 0265-79-3111 (内線) 139
FAX: 0265-79-0230
E-mail: fukushi@town.minowa.nagano.jp